

令和4年度 発達障害者支援施策について

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室

地域生活支援事業における発達障害児者支援関係予算

令和4年度予算案額

地域生活支援事業費補助金

51,820,801千円の内数(51,320,801千円の内数)

- 巡回支援専門員整備(市町村任意事業)
- 発達障害者支援センター運営事業(都道府県必須事業)
- 発達障害者支援地域協議会(都道府県必須事業)
- 家庭・教育・福祉連携推進事業(市町村任意事業)

予算の範囲内で国が50/100以内を補助できる予算

国が1／2を補助する予算

地域生活支援促進事業

6,500,605千円の内数(6,221,771千円の内数)

- 発達障害者支援体制整備(都道府県任意事業)【拡充】 **392,821千円(270,714千円)**
- 発達障害児者地域生活支援モデル事業(都道府県・市町村任意事業) **20,373千円(28,586千円)**
- かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業(都道府県任意事業) **19,408千円(19,408千円)**
- 発達障害児者及び家族等支援事業(都道府県・市町村任意事業) **163,281千円(163,281千円)**
- 発達障害診断待機解消事業(都道府県任意事業) **92,909千円(92,909千円)**
 - ・発達障害専門医療機関初診待機解消事業
 - ・発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

世界自閉症啓発デー普及啓発関係予算

発達障害者支援センター運営事業

厚生労働省

補助

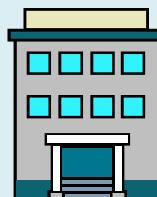
都道府県・指定都市

障害者総合支援法に基づく都道府県地域生活支援事業として実施(必須)

(令和2年4月現在のセンターの設置)
直接実施: 29カ所

委託(社会福祉法人等): 70カ所
※医療法人、地方独立行政法人も可

発達障害者支援センター
(全都道府県、指定都市(67)に設置)

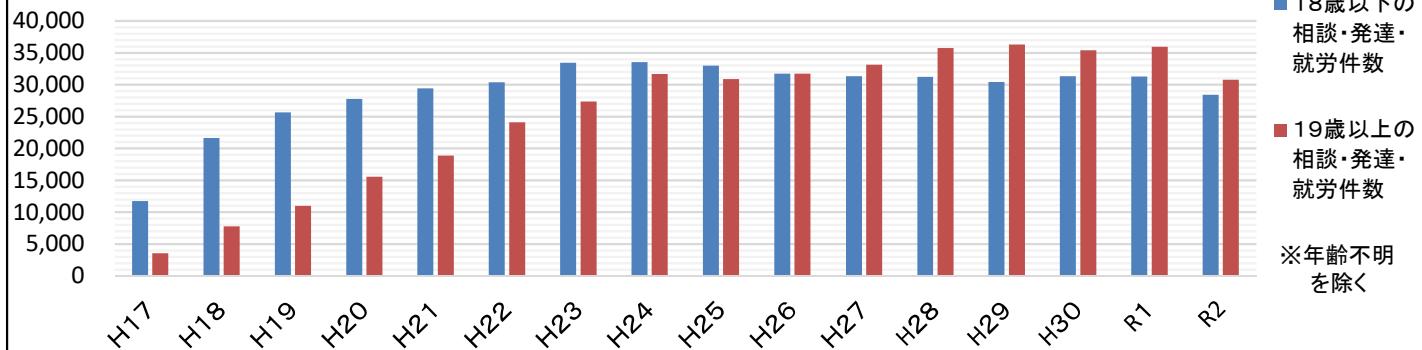


(体制) 職員配置
・管理責任者
・相談支援担当職員
・発達支援担当職員
・就労支援担当職員

都道府県が別途配置する
「発達障害者地域支援マネジャー」と緊密に連携する

相談支援・発達支援・就労支援全体の推移

(実支援件数)



■ 18歳以下の相談・発達・就労件数

■ 19歳以上の相談・発達・就労件数

※年齢不明を除く

- ①相談支援(来所、訪問、電話等による相談)
- ②発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
- ③就労支援(就労に向けての相談等)

発達障害児者・家族

- ④調整のための会議やコンサルテーション
- ⑤障害者総合支援法第89条協議会への参加

支援

関係機関

- ⑥研修(関係機関、民間団体等への研修)

児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター、医療機関、障害児等療育支援事業実施機関、児童発達支援センター、障害児入所施設、保育所、幼稚園、学校、教育委員会、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等

- ⑦普及啓発・研修

地域住民、企業

発達障害者支援体制整備事業【拡充】

乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援の提供を目的として、関係機関等によるネットワークの構築や、ペアレントメンター・ペアレントトレーニング等の導入による家族支援体制の整備、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進するための研修会等の開催を行っている。また、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図るため、「発達障害者地域支援マネジャー」の配置を行い、市町村・事業所・医療機関との連携や困難ケースへの対応を行っている。

令和4年度予算案では、近年の発達障害関係の相談件数の増に伴う困難事例の増等に対応するため、発達障害者地域支援マネジャーの体制強化として、全ての都道府県・指定都市で2名のマネジャーを配置し、困難事例への対応促進等を図ることで、更なる地域支援機能の強化を進める。

都道府県・指定都市

相談、コンサルテーションの実施



- 発達障害者支援センター
 - ・発達障害者及びその家族からの相談に応じた適切な助言等の実施（直接支援）
 - ・関係機関との連携強化や各種研修の実施による地域での総合的な支援体制の整備の推進（間接支援）



- 発達障害者地域支援マネジャー
 - ・市町村・事業所・医療機関との連携及び困難事例への対応等による地域支援の機能強化を推進
(主に発達障害者支援センターへ配置)

→体制の強化による困難事例等への対応促進（拡充）

連携

発達障害者支援地域協議会

- 自治体内の支援ニーズや支援体制の現状等を把握。市町村又は障害福祉圏域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況について検証
- センターの拡充やマネジャーの配置、その役割の見直し等を検討
- 家族支援やアセスメントツールの普及を計画
※年2～3回程度開催



研修会等の実施



- 家族支援のための人材育成
(家族の対応力向上)
 - ・ペアレントトレーニング
 - ・ペアレントプログラム
(当事者による助言)
 - ・ペアレントメンター 等
- 当事者の適応力向上のための人材育成
 - ・ソーシャルスキルトレーニング 等
- アセスメントツールの導入促進
 - ・M-CHAT、PARS-TR 等



派遣・サポート

連携

展開・普及

市町村

1. 住民にわかりやすい窓口の設置や連絡先の周知
2. 関係部署との連携体制の構築
(例：個別支援ファイルの活用・普及)



3. 早期発見、早期支援等（ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム、ペアレントメンター、ソーシャルスキルトレーニング）の推進
 - ・人材確保／人材養成
 - ・専門的な機関との連携
 - ・保健センター等でアセスメントツールを活用

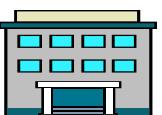


発達障害者支援センターの地域支援機能の強化(平成26年度～)

発達障害については、支援のためのノウハウが十分普及していないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっている。このため、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制の整備を推進。

発達障害者支援センター

- 相談支援(来所、訪問、電話等による相談)
- 発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
- 就労支援(発達障害児(者)への就労相談)
- その他研修、普及啓発、機関支援



【課題】

中核機関としてセンターに求められる市町村・事業所等のバックアップや困難事例への対応等が、センターへの直接の相談の増加等により十分に発揮されていない。



都道府県等 発達障害者支援体制整備(地域生活支援事業)

- 発達障害者支援地域協議会
- アセスメントツールの導入促進

- 市町村・関係機関及び関係施設への研修
- ペアレントメンター(コーディネータ)



地域を支援するマネジメントチーム

地域支援機能の強化へ



発達障害者地域支援マネジャーが中心

- ・原則として、センターの事業として実施
- ・地域の実情に応じ、その他機関等に委託可

市町村

全年代を対象とした支援体制の構築
(求められる市町村の取組)

体制整備支援

- ①アセスメントツールの導入
- ②個別支援ファイルの活用・普及



事業所等

困難事例の対応能力の向上
(求められる事業所等の取組)
対応困難ケースを含めた
支援を的確に実施

困難ケース支援



医療機関

身近な地域で発達障害に関する
適切な医療の提供
(求められる医療機関の取組)
①専門的な診断評価
②行動障害等の入院治療

医療機関との連携



発達障害の早期発見に関する市町村及び都道府県の体制整備について

(法§5①関係)

■発達障害者支援法 第5条

- 1 市町村は、母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条及び第13条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。
- 5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。



■障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

・市町村事業(任意)「巡回支援専門員整備」

発達障害者支援に関するアセスメント手法についての知識と技術を持った専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回支援を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図る。

・都道府県事業(任意)「発達障害者支援体制整備」

- ①発達障害地域支援マネジャーは、アセスメントツールの導入など市町村の支援体制の整備に必要な相談、助言等を行う。
- ②発達障害の支援の尺度となるアセスメントツールの導入を促進するための研修を実施する。

アセスメントツールの例

M-CHAT(1歳6か月健診で使用可能)

Modified – Checklist for Autism in Toddlers
(乳幼児期自閉症チェックリスト修正版)

対象: 16~30か月の幼児

方法: 養育者が質問紙に記入する

目的: 社会性の発達状況の確認、自閉症スペクトラムの可能性について把握する

PARS-TR(3歳児健診以降で使用可能)

Parent-interview ASD Rating Scales – Text
R_{evision}
(親面接式自閉スペクトラム症評価尺度テキスト改訂版)

対象: 3歳以上の児者

方法: 専門家が養育者へのインタビューを行う

目的: 幼児期から成人期まで、自閉症スペクトラムの行動特徴の有無を継続的に把握する

CLASP

Check List of obscure disAbilitieS in
Preschoolers
(顕在化しにくい発達障害の特性を早期に抽出する
チェックリスト)

対象: 5~6歳(年長児)

方法: 幼稚園・保育所の先生等が質問紙に記入

目的: 就学前に顕在化しにくい発達障害(吃音症・チック症・LD・発達性協調運動障害)の可能性について把握する

巡回支援専門員整備事業

発達障害等に関する知識を有する専門員^(※1)が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援^(※2)を行う。

※1 「発達障害等に関する知識を有する専門員」

- ・医師、児童指導員、保育士、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士等で発達障害に関する知識を有する者
- ・障害児施設等において発達障害児の支援に現に携わっている者
- ・学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、発達障害に関する知識・経験を有する者

(専門性の確保)

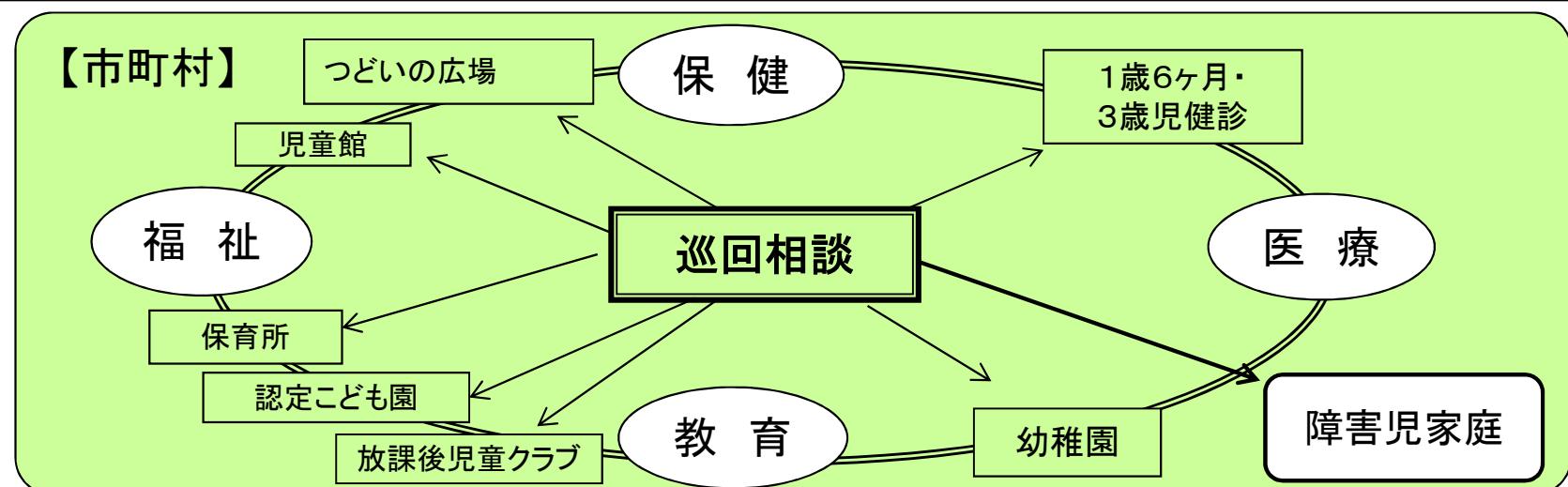
専門員は、国立障害者リハビリテーションセンター学院で実施している発達障害に関する研修や地域の発達障害者支援センター等が実施する研修等を受講し、適切な専門性の確保を図る。

(戸別訪問等を実施する場合)

専門員は、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、作業療法士、言語聴覚士又は公認心理師等を想定。

※2 「障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援」の例

- ・親に対する助言・相談支援
- ・児童相談所や発達障害者支援センター等の専門機関へのつなぎ
- ・M-CHATやPARS-TR等のアセスメントを実施する際の助言
- ・ペアレントトレーニング(ペアレントプログラム)の実施
- ・ペアレントメンターについての情報提供



家庭・教育・福祉連携推進事業

教育と福祉の連携については、地域での切れ目ない支援が求められており、厚生労働省・文部科学省において「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」を立ち上げ、報告をとりまとめた。各市町村がこの報告書における教育と福祉の連携を推進し、保護者支援を推進するための方策を実施し、その検証結果について報告を行う事業を実施する。

教育・福祉の連携を強化し、障害のある子どもとその家族の地域生活の向上を図るため、家庭・教育・福祉をつなぐ「地域連携推進マネジャー」を市町村に配置し、

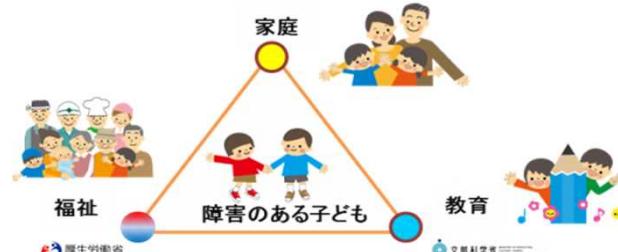
①教育と福祉の連携を推進するための方策

- 教育委員会、福祉部局、学校、障害児通所支援事業所の関係構築の場の設置
- 障害福祉制度の周知を図るための福祉部局と教育委員会等による合同研修の実施



②保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のために相談窓口を整理し、ハンドブックの作成等の連携方策を実施する。



**市町村単位で
家庭・教育・福祉の連携を実現！！**

※スタートアップの費用として活用することを想定しているため、補助対象は事業開始から3年以内に限る。

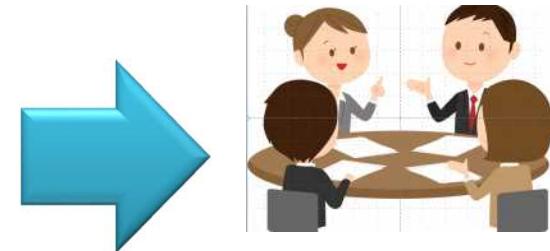
地域連携推進マネジャーの役割 イメージ

①教育と福祉等の関係構築の場の設置及び会議の開催



- 関係構築の場を設置するための関係者の選定
- 関係者の予定を調整し、会議の開催
- 会議のファシリテート

地域連携推進マネジャー

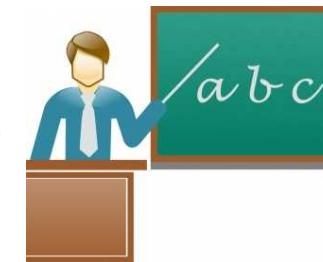


多領域の関係者の関係構築

②合同研修の実施



- 研修の企画
- 研修講師の選定
- 研修受講の案内作成



研修の開催



教育・福祉の支援者の
相互理解及びスキル向上

③保護者等に対する相談窓口



- 保護者等に対する相談支援の実施
- 保護者等に地域の資源を紹介
- 保護者のニーズを教育関係者、福祉関係者に伝える。

地域連携推進マネジャー



保護者等が適切な支援に
たどり着くことができる

※地域連携推進マネジャーは、公認心理師や社会福祉士等を想定

発達障害児者及び家族等支援事業

【事業概要】

発達障害者の家族が互いに支え合うための活動等を行うことを目的とし、ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入、ピアサポートの推進及び青年期の居場所作り等を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。

【実施主体】都道府県、市区町村 【補助率】1／2



ペアレントメンター養成等事業

- ・ペアレントメンターに必要な研修の実施
- ・ペアレントメンターの活動費の支援
- ・ペアレントメンター・コーディネーターの配置 等

家族のスキル向上支援事業

- ・保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施 等



ピアサポート推進事業

- ・同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士、きょうだい同士等の集まる場の提供
- ・集まる場を提供する際の子どもの一時預かり 等

その他の本人・家族支援事業

- ・発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング(SST)の実施 等



発達障害者等青年期支援事業

- ・ワークショップ等の開催による青年期の発達障害者同士が交流する機会の提供 等



第6期障害者福祉計画・第2期障害児福祉計画

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」より

(二)発達障害者等及び家族等への支援体制の確保

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要である。

また、発達障害者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である。

発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	現状の研修及び啓発件数を勘案し、個々の発達障害の特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数の見込みを設定する。
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。
ペアレントメンターの人数	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
ピアサポートの活動への参加人数	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

「ペアレント・メンターガイドブック」より

ペアレント・メンターの特徴

- ・ 同じような発達障害のある子どもを育てる親としての高い共感性と寄り添い
- ・ 地域の支援機関とのつながりから得られた信頼できる情報の提供
- ・ メンター自らの子育て体験の語りによる孤立感の緩和とエンパワメント

3つの「ない」

- ・ メンターは専門家ではない
- ・ メンターは親の見本ではない
- ・ メンター活動は問題解決を目標としない

自治体の取り組み

- ・ 東京都の養成研修
- ・ 福岡市のメンターの登録と継続研修
- ・ 足立区 メンター・コーディネーターの役割り
- ・ 岡山県の養成研修後の活動創出とバックアップ体制

平成30年度障害者総合福祉推進事業

ペアレント・メンター ガイドブック
家族による家族支援のために



ペアレントプログラム

平成25年度障害者総合福祉推進事業「家族支援体制整備事業の検証と家族支援の今後の方向性について」NPO法人アスペ・エルデの会にてマニュアルを作成



楽しい子育てのための ペアレント・プログラムの 支援者研修のご案内

①ペアレント・プログラムとは

ペアレント・プログラムは、子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的とした全6回のグループ・プログラムです。保護者の認知の変容（子どもの行動の捉え方を変え、前向きに考えることができるようになること）を目指した内容で、子どもの特定の診断の有無に関わらず、保護者支援に活用することができます。また、地域の支援者の方が、保護者支援技術のひとつとして身につけることで、個別支援の一步手前、支援の「導入編」として役立つ内容です。

支援者研修では、実際のプログラムに参加するなかで、プログラムを実施するノウハウをお伝えします。

②ペアレント・プログラムの目標

ポイントは 行動で考える

子どもの「行動」の客観的な捉え方を知り、保護者がどのように対応すればよいのかを見つける。

キーワードは ほめる対応

子どもの「今できていること」に注目し、ほめて対応する。

シェアしよう 仲間づくり

同じ悩みをもつ保護者どうしで、子どもの行動やその対応についてともに考え、共有する。

③実際にプログラムに参加して学びます

研修は、講義形式の研修1回+プログラムの参加研修（全6回）で行われます。従来行われがちだった、講義を「聞くだけ」という研修のスタイルではなく、保護者がプログラムに取り組む場に一緒に参加するなかで、保護者支援のコツを「身につける」ことができます。

事前研修	プログラムの概要を知る	募集対象
第1回	現状把握表の書き方を学ぶ	
第2回	「行動」の捉え方を知る	
第3回	「行動」の分類の仕方を知る	
第4回	「ギリギリセーフ」の考え方を知る	
第5回	「ギリギリセーフ」の見つけ方を知る	
第6回	プログラム全体を振り返る	



④プログラムの効果

実施前より実施後の方が
抑うつの気持ちは減少

※日本語版ベック抑うつ質問紙(BDI-II)



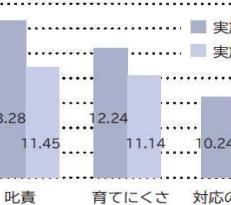
実施前より実施後の方が
ポジティブな関わりが増加

※養育スタイル尺度による測定(松岡ら,2011)



実施前より実施後の方が
ネガティブな関わりが減少

※養育スタイル尺度による測定(松岡ら,2011)



●ペアレント・プログラムに参加するメリット●

①保護者を前向きにする具体的な支援ができます。

どの子どもも同じように育てればいいわけではありません。育てにくさを感じている保護者に、子どもの個性に合った子育てを、親子で実現するためのサポートが子育て支援です。

子どもの「行動」を適切に捉え、子どもがものごとをうまくできるための行動の「コツ」を提案することは、子育て支援の第一歩です。ひとつひとつの行動の具体的な「コツ」を知ることは、保護者の子育てに対する意識を前向きにし、子育てをより楽しいものにすると同時に、虐待予防としての効果も期待できます。こうした支援を可能にするのが「ペアレント・プログラム」です。



②個別の支援計画が立てられます。



全6回のペアレント・プログラムの中で、「現状把握表」として子どもの「行動」を書き込むことで、保護者が感じている「育てにくさ」や「困っていること」の原因が浮かび上がってきます。それをもとに個別のケースに合わせた支援計画を立てることが可能になります。個別の支援計画がしっかりできていれば、これから取り組むべき方向性が具体的にわかるため、子どもや家族に関わる支援者間で支援内容を共有しやすくなります。

③保護者と支援者が協力するきっかけになります。

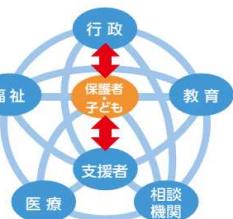
多様な家族形態が増えるなかで、子育てに関して誰にも相談できず、孤立しかねない保護者が多い現状があります。ペアレント・プログラムでは、現状把握表を作成する中で、保護者どうしが現状を共有すると同時に、支援者とも話し合う機会が増えるため、支援者との結びつきも強めることができます。さらには、個別の相談・雑談に応じたり、プログラム以外の相談窓口を紹介したりすることで、保護者と支援者が協力して子育てを行うきっかけを作ります。



④地域の子育て支援ネットワークを構築できます。

ペアレント・プログラムで保護者が支援者とつながりをつくることで、その後の子育てを中心とした地域の支援ネットワークの構築が望めます。

保護者・支援者・行政・福祉・医療・教育・各種相談機関などが相互に結びつき連携することで、子育ての支援ネットワークは強固なものになります。



⑤研修に参加した支援者の感想

家族支援について困っていること(参加前)

- 保護者の困り感は聞いてあげられるが、保護者が子育てをもっと楽しめるような手立てには達していない。子どもの行動の裏側にある部分の捉え方を学んだうえで、力を抜いた子育ての提唱ができると良いと思うが、難しい。(保育士・40代)
- 家庭における子どもの状態にあった支援、発達を促す具体的な方法を継続して伝えることができず、児童発達支援事業の中の個別療育につなぐことで、終了している現状がある。親の会や子育ての仲間を作るような支援に結びついでいる。(保健師・50代)
- 具体的な子どものほめ方、ほめるコツ、ほめるタイミングのみつけ方、困ったときの対処の仕方。(家庭児童相談員・40代)
- 日々お子さんに関わっていると家族支援の大切さを痛感します。保護者に少しでも見通しをもってお子さんと関わってもらえるためには、どのような話をすればいいのか悩むことがあります。(臨床心理士・20代)

プログラム参加後の感想

- 保護者が自分やわが子を肯定的に捉えられるようになったり、小さな変化に気づけるようになったりしたことは、大きな収穫であったと感じた。(保育士・40代)
- 毎回保護者の楽しそうな顔を見て、本当にいいプログラムだと感じた。障害の有無に関係なく、子育てされている方皆さんに通じる内容だと思います。(支援者・40代)
- 日々の忙しさの中で、見落とされている部分や当たり前と思っていた部分を整理することで、新しい発見や発想の転換につながり、より広い視野で子どもと関わっていくのではなくと感じました。(ヘルパー・50代)
- “できないことをしかるのではなく、できることをほめる”こんな簡単なことが日々の保育でできていなかったことに反省しました。子どもにできないことがあるとしても、怒ることも少なくなりました。自分自身の意識改革ができたなと思います。(保育士・40代)
- 子供をほめるときに具体的に〇〇がよかつたねと言うように変化した。子どものいいところを見るよう変化した(保育士・40代)

●ペアレント・プログラムへの参加をご検討ください●

ペアレント・トレーニング

ペアレント・トレーニング 「基本プラットフォーム」 実施するプログラムをペアトレと呼ぶための必須となるもの

基本プラットフォーム

- ①コアエレメント(プログラムの核となる要素)
 - ・子どもの良いところ探し＆ほめる
 - ・環境調整（行動が起きる前の工夫）
 - ・子どもの行動の3つのタイプわけ
 - ・子どもが達成しやすい指示
 - ・行動理解（ABC分析）
 - ・子どもの不適切な行動への対応
- ②運営の原則
親がどのように学ぶのか、親にどのように教えるのか、といった運営の原則や工夫
- ③実施者の専門性
実施にあたり、多くのスキルが必要となる
ファシリテーター、サブファシリテーターの役割

発達障害支援における家族支援プログラムの地域普及に向けたプログラム実施基準策定及び実施ガイドブックの作成

日本発達障害ネットワーク（令和元年度障害者総合福祉推進事業）

ペアレント・トレーニング 支援者用マニュアル

基本プラットフォームに基づいており、プログラムの内容や支援者に求められる専門性やペアレント・トレーニングの運営のコツと講義をする際のポイントをまとめたマニュアルで構成。その他演習シートやホームワーク参考資料も掲載している。

地域の発達障害支援機関津尾で実施可能なペアレント・トレーニング実施テキストの作成

日本発達障害ネットワーク（令和2年度障害者総合福祉推進事業）

令和元年度障害者総合福祉推進事業

ペアレント・トレーニング実践ガイドブック



作成：一般社団法人 日本発達障害ネットワーク JDDnet 事業委員会
協力：日本ペアレント・トレーニング研究会

ペアレント・トレーニング

支援者用マニュアル



かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

【事業概要】

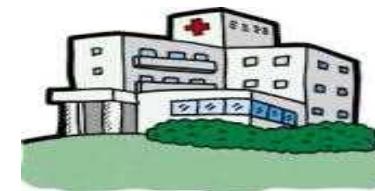
発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、最初に相談を受け、又は診療することの多い小児科医などのかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた対応力向上研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応を可能とし、早期発見・早期支援の推進を図る。

【実施主体】都道府県、指定都市 【補助率】1／2

玉

国立精神・神経医療研究センター

【指導者養成研修】(国の研修)…令和2年度より改変
・発達障害者支援研修 指導者養成研修パートⅠ～Ⅲ



地方

- ・専門的な診療
- ・症状が落ち着いた場合のかかりつけ医の紹介

発達障害児者と家族



- ・初診の対応
- ・重篤な症状の場合専門機関の紹介

専門医等がいる病院

専門医等の医療従事者



↓
指導者養成研修

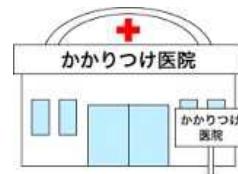
都道府県・政令市

連携

【本事業の補助対象】
かかりつけ医等発達障害対応力向上研修

地域の医療機関、診療所

かかりつけ医等の医療従事者



発達障害診断待機解消事業

【目的】

地域における発達障害の診断待機を解消するため、「発達障害専門医療機関初診待機解消事業」及び「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」を実施し、発達障害を早期に診断する体制を確保する。

【実施主体】 都道府県、指定都市（事業の一部について委託可）

【令和3年度予算案】 92,909千円（82,187千円）

発達障害専門医療機関初診待機解消事業

発達障害の診断をする医療機関の行うアセスメント等に関して、次の内容を取り組む。

○アセスメント強化（以下の全部又は一部を実施）

- ・発達障害にかかるアセスメント対応職員の医療機関への配置
- ・地域の児童発達支援センターや発達障害者支援センター等でのアセスメントの実施
(実施内容は診断する医療機関に引き継ぐ)
- ・医療機関にケースワーカー等を配置し、子どもが通う施設（例：市町村の保健センターや保育所等）に出向いて情報提供や行動観察を依頼

○効果測定

アセスメント強化の方法や実施した上で診断待機の改善状況、発見された課題等について有識者を加えて検討し、報告書を作成

発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

発達障害に関して高度な専門性を有する地域の拠点医療機関を選定し、次の内容を取り組む。

○人材育成・実地研修

地域の医療従事者への専門技術に関する研修や診療等への陪席の実施 など

○情報収集・提供

受診希望の当事者や家族に対する診療可能な医療機関の情報提供 など

○ネットワーク構築・運営

地域の医療機関同士の会議体を構成し、意見交換等を実施

○発達障害医療コーディネーターの配置

医療機関やその他関係機関、当事者及びその家族との連絡・調整



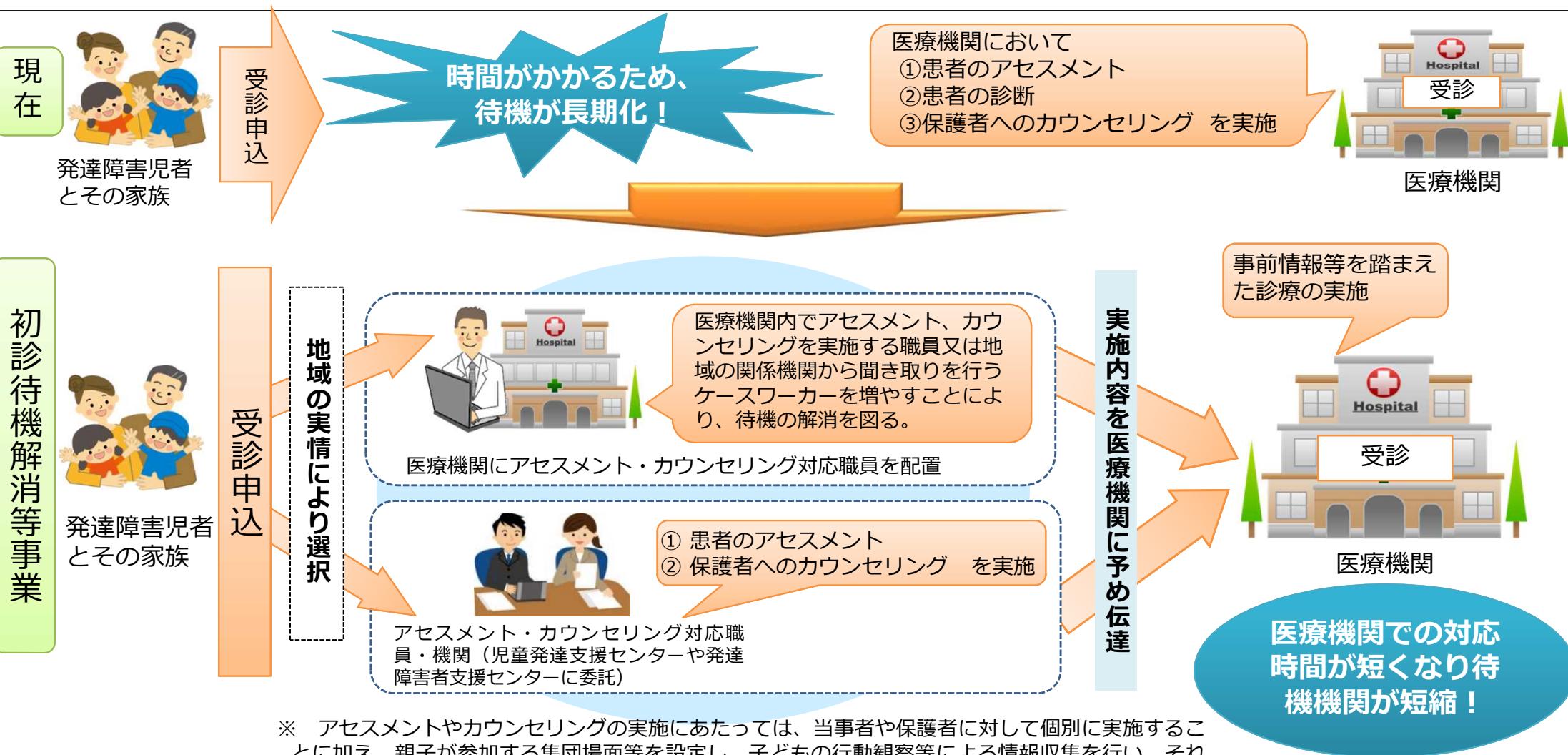
両事業を併せて実施することで効率的な事業実施を図る

発達障害専門医療機関初診待機解消事業

【事業概要】

発達障害の診断にかかる初診待機の解消を目的として、発達障害の診断を行う医療機関が行っている発達障害のアセスメント等について、当該医療機関へのアセスメント対応職員の配置又はアセスメントの外部委託するなどにより、アセスメントの強化を行う。

【実施主体】都道府県、指定都市 【補助率】 1／2

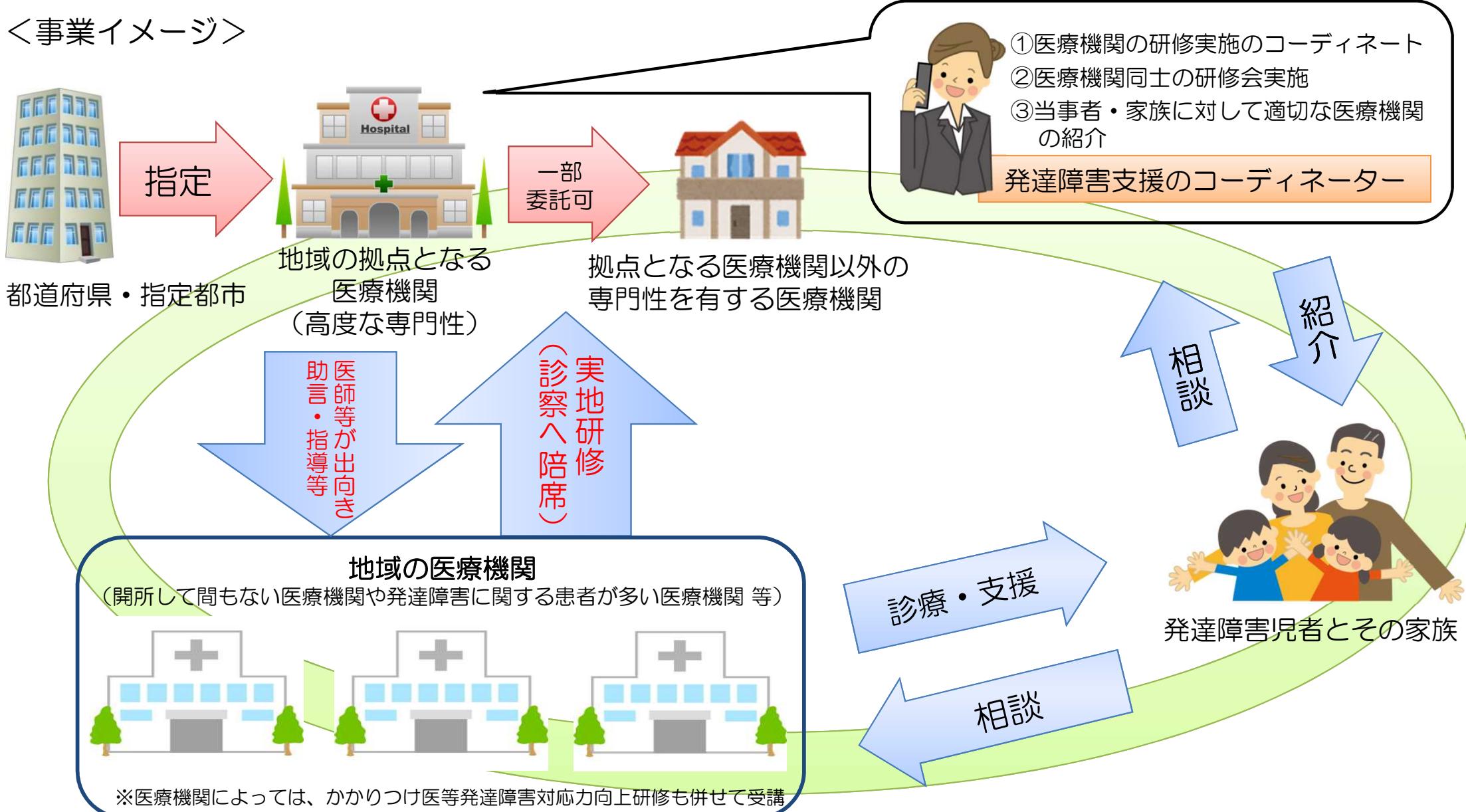


発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

平成29年1月に総務省から「発達障害者支援に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」がなされたが、発達障害の専門的医療機関が少ないという指摘があり、専門的医療機関の確保が急務となっている。

これを踏まえ、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を行うための実地研修等を実施し、専門的医療機関の確保を図る。

＜事業イメージ＞



世界自閉症啓発デー（4月2日）、発達障害啓発週間（4月2日～8日）

【国連における採択】

○平成19年12月、国連総会においてカタール国の提出した議題「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」決議をコンセンサス（無投票）採択。

決議事項

- ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

○平成20年4月以降国連事務総長がメッセージを発出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

＜啓発ポスター＞



＜オフィシャルHP＞

The official website for World Autism Awareness Day. It features a logo with a globe and stars, and text in Japanese. The main banner says '世界自閉症啓発デー 日本実行委員会<公式サイト>' and '毎年4月2日は、国連の定めた 世界自閉症啓発デー'. A yellow triangle on the right side contains the text '毎年 4/2～4/8は、発達障害啓発週間'. The page includes sections for 'メニュー' (Menu), '2021動画はこれら' (2021 Videos), '応援メッセージの募集' (Appeal Message Collection), '団体・企業の方へ' (For Groups and Enterprises), 'サイトに関するアンケート' (Survey about the Site), 'フォトアルバム' (Photo Album) showing displays at Haneda Airport, and '新着情報／お知らせ' (New Information/Announcements) with links to various news items. On the right, there's a small illustration of a house and the text 'この絵は、水村一貴さんの作品です。' (This drawing is by Ichiyuki Mizumura).